

令和 6 年度一般検査における指摘事項について

水戸市福祉部福祉指導課
指導第 2 係

○ 令和6年度の一般検査の概要

特別養護老人ホーム 検査件数 10件

軽費老人ホーム 検査件数 4件

○ 本書の読み方

(1) 指摘内容については、介護サービス運営指導における指摘と重複する場合があります。

(2) 「施設種別」の欄について、令和6年度の一般検査において実際に指摘のあった施設のみ掲載しています。記載がない施設においても、関係法令及び市ホームページに掲載の自己点検調書等を確認し、少なくとも1年に1度は運営状況等を自主的に点検してください。

施設種別の略称は、以下のとおりです。

特養	： 特別養護老人ホーム
軽費	： 軽費老人ホーム
養護	： 養護老人ホーム

1 管理・運営について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	施設種別	解説
変更届	1	市に届出をしている構造設備に変更がありました が、変更届が提出 されていませんで した。	市に届出をして いる構造設備 に変更がある場 合には、市高齢福 祉課へ変更届を 提出してくださ い。	特養	特別養護老人ホームにおいて、施設の名称及び所在地、建物の規模及び構造並びに設備の概要、施設の運営の方針を変更しようとする際には、あらかじめ、その旨を市高齢福祉課へ届け 出なければなりません。

2 処遇について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	施設種別	解説
入退所	1	入所に関する検 討について、施設 で作成している入 所に関する指針に 即した手順で実施 していることが確 認できない事例が ありました。	入所に関する 検討については、 施設で作成して いる入所に関す る指針に即した 手順で実施し、記 録に残してくだ さい。	特養	助言のとおりです。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
衛生管理 等	2	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会について、おおむね3月に1回以上の開催をしていない時期がありました。	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。	特養	助言のとおりです。
協力医療機関 等	3	第二種協定指定医療機関である協力医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行っていませんでした。	協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行い、協議した内容を記録に残してください。	特養	協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行ってください。 また、協議した内容について、明確に記録を残してください。 ※「第二種協定指定医療機関」 茨城県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、協定締結医療機関一覧（病院・診療所）のうち病床確保に○がついている医療機関を「第一種協定指定医療機関」に、発熱外来・自宅療養のいずれかまたは両方に○がついている医療機関を「第二種協定指定医療機関」として指定しております。（茨城県HP：「医療措置協定等について」より。）
	4	第二種協定指定医療機関である協力医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応についての協議を行っていましたが、記録に残していませんでした。	第二種協定指定医療機関である協力医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応についての協議を行った場合には、協議した内容を記録に残してください。	特養	

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
たんの 吸引等 の取り 扱い	5	介護職員が口腔内のたんの吸引を実施する上で必要であると考えられる条件について、条件を満たしていることが確認できない項目がありました。	介護職員が口腔内のたんの吸引を実施する場合には、実施する上で必要であると考えられる条件を満たしていることが確認できるよう記録に残してください。	特養	特別養護老人ホームにおいて、介護職員が口腔内のたんの吸引を実施する場合には、登録特定行為事業者の届出を県に行った上で、介護職員が口腔内のたんの吸引を実施する上で必要であると考えられる条件について適切に実施し、記録に残してください。 なお、介護職員が口腔内のたんの吸引を実施する上で必要であると考えられる条件については、「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて（平成 22 年 4 月 1 日 医政発 0401 第 17 号）」を参照してください。
事故発 生時の 対応	6	市へ報告すべき事故が発生していましたが、市へ報告をしていませんでした。	市へ報告すべき事故が発生した場合には、市高齢福祉課へ報告してください。	軽費	入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに当該事故について、市、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行ってください。 また、市へ報告をする際には、事故報告書により報告を行ってください。

3 会計について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
契約	1	契約額が 100 万円を超えない契約をした場合に、請書その他これに準ずる書面を徴していませんでした。	契約額が 100 万円を超えない契約のため契約書を省略する場合であっても、特に軽微な契約を除き適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴してください。	特養	事務手続きの簡素化を目的として、契約額が 100 万円を超えない契約の場合には契約書の作成を省略することができます。しかしながら、社会福祉法人としてより慎重な契約手続きが求められることから、軽微な契約を除き適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴してください。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説								
契約	2	継続的な取引を 随意契約で行うに 当たり、契約更改 時に契約の履行状 況や委託料の妥当 性を検証しないま ま契約を行ってい ました。	継続的な取引 を随意契約で行 う場合には、契約 更改時に契約の 履行状況や委託 料の妥当性を検 証し、決裁を得る 等により、公平 性・透明性を確保 してください。	特養	随意契約は、３者以上から見積書を徴する必要があります。 ただし、下記の金額を超えない場合は、２者以上の見積で構いません。 <table><tr><th>契約の種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>工事又は製造の請負</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>食料品、物品等の買い入れ</td><td>160 万円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>100 万円</td></tr></table> 継続的な取引を随意契約で行う場合には、<u>契約期間中に価格調査を行う</u>など、適正な契約の維持に努めてください。	契約の種類	金額	工事又は製造の請負	250 万円	食料品、物品等の買い入れ	160 万円	上記以外	100 万円
契約の種類	金額												
工事又は製造の請負	250 万円												
食料品、物品等の買い入れ	160 万円												
上記以外	100 万円												
契約	3	１者の見積書に よる随意契約とす る際に理由を稟議 書等において明確 にしていまません でした。	１者の見積書 による随意契約 とする場合は、そ の理由を稟議書 等において明確 にしておいてく ださい。	特養	合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約とすることができますが、随意契約によることができる合理的な理由は、次の各号に掲げる場合とします。 (１) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が 1,000 万円を超えない場合 (２) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 (３) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 (４) 競争入札に付することが不利と認められる場合 (５) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 (６) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 (７) 落札者が契約を締結しない場合 このうち、１者による随意契約とすることができる理由は(２)～(７)になります。 １者の見積書による随意契約とする場合は、その理由を稟議書等において明確にしておいてください。								

項目	No.	指摘事項	水戸市からの 助言	施設種別	解説
契約	4	緊急性や特殊な事由により、複数業者からの見積書を徴することを省略する場合に、その理由を稟議書等において明確にしていまませんでした。	緊急性や特殊な事由により、複数業者からの見積書を徴することを省略する場合は、その理由を稟議書等において明確にしてください。	特養	No.3 の解説と同様です。 複数業者からの見積書を徴することなく随意契約によることとすることができる合理的な理由の一つに、「緊急の必要により競争入札に付することができない場合」がありますが、その場合も必ずその理由を稟議書等において明確にする必要があります。